

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉用水総合管理所長 土田百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 大和田宿舎ガス風呂給湯器修繕 (オープンカウンター方式による)
2 履 行 場 所 千葉県八千代市村上3097 大和田宿舎6-1号
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間
4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が千葉県内に所在すること。
なお、当機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提 出 方 法 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和7年9月1日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
- 5) 担 当 者 経理課 浅沼勇氣
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和7年8月26日 10:00 まで
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和07年09月02日までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

大和田宿舎ガス風呂給湯器修繕 仕様書

1. 適用

この仕様書は、大和田宿舎ガス風呂給湯器修繕（以下「本修繕」という。）に適用する。

2. 業務場所

千葉県八千代市村上3097

独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所大和田宿舎6-1号

3. 工期

契約締結の翌日から30日間

4. 業務内容

ガス風呂給湯器の交換を行うものである。

- ・ガス風呂給湯器24号フルオートタイプ（ノーリツGT-2470AWBL） 1台
- ・マルチリモコン（台所・風呂）ノーリツRC-J101E 1セット
- ・既存給湯器撤去及び廃生材処分 1式

5. 提出書類

本修繕の履行確認として、以下の書類を一部提出するものとする。

- ①写真（施工前、施工後） 1式
- ②その他担当職員が必要と認めたもの 1式

6. その他

この仕様書に定めのない事項、及びこの仕様書の内容に疑義が生じた事項については、その都度、担当職員と協議の上、決定するものとする。

大和田宿舎ガス風呂給湯器修繕

数量表

品名	形状寸法	単位	数量
1. 既存給湯器撤去・処分			
ガス給湯器撤去		台	1
撤去品運搬・処分		式	1
2. ガス給湯器交換			
ガス給湯器	24号フルオートタイプ ノーリツ GT-2470AWBL	台	1
マルチリモコン	ノーリツ RC-J101E	セット	1